

犯罪被害にあうと…

犯罪被害にあうと、このようなことが起こることがあります。

●心身の不調

- ・不安になる/自分を責める/食欲不振

●生活上の問題

- ・家事や育児が手につかない

●住居の問題

- ・自宅が事件現場となり、住めなくなる

●経済的な問題

- ・生計維持者を失う/弁護士費用等

「二次被害」を知っていますか

周囲の無理解による言動、誹謗中傷等による被害を「二次被害」といいます。

●不適切な声掛けの例

- ・命が助かっただけでも良かった
- ・どうしてそんな時間に歩いていたの？

友人や家族が被害にあったら

犯罪被害にあった後には、周囲の支えが大きな力となります。

- ・気持ちを理解するように努めましょう
- ・そばに付き添いましょう
- ・安心できる状況を作りましょう
- ・話に耳を傾けましょう
- ・様々な相談相手になりましょう

小田原市以外の相談先

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

☎045-311-4727

月曜日～土曜日

9:00～17:00

(祝休日、年末年始、かながわ県民
センター休館日を除く)

かながわ性犯罪・ 性暴力被害者ワンストップ 支援センターかならいん

☎#8891 又は

☎045-322-7379

24時間365日対応

男性及びLGBTs被害者のため の専門相談ダイヤル

☎045-548-5666

火曜日16:00～20:00

(祝休日、年末年始を除く)

犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まず、
ご相談ください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

小田原市 地域安全課
☎0465-33-1403

8:30～12:00、13:00～17:00

月曜日～金曜日

(祝休日、年末年始を除く)

小田原市犯罪被害者等支援条例に基づいた 支援

※ 条例施行（令和7年4月1日）以降に発生した犯罪等による被害が対象です。

※ 支援内容ごとに対象者が異なりますので、詳細については、相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口（問い合わせ先）

小田原市 地域安全課

0465-33-1403

8:30~12:00、13:00~17:00

月曜日～金曜日

（祝休日、年末年始を除く）

QRコード



家事及び介護等費用の助成

ホームヘルプサービスの利用費用を助成します。

● 1時間4,000円を上限に合計60時間まで

一時保育費用の助成

（未就学児の）一時保育の利用費用を助成します。

● 1人1日当たり3,000円を上限に10日まで

一時預かり費用の助成

（小学生の）一時預かりの利用費用を助成します。

● 1人1日当たり7,200円を上限に10日まで

配食サービス費用の助成

配食サービスの利用費用を助成します。

● 1人1回当たり1,000円を上限に30回まで

転居費用の助成

転居に要する費用を助成します。

● 1回当たり20万円を上限に2回まで

緊急避難場所の提供

神奈川県による緊急避難場所の提供を受けている方に延泊を提供します。

● 県による緊急避難支援に加え2泊延泊

支援金の支給

支援金を支給します。

- 遺族支援金 30万円
- 重傷病支援金（加療1か月以上）
10万円（入院3日以上）
5万円（入院要件なし）
- 性犯罪被害支援金
10万円（不同意性交等など）
5万円（不同意わいせつ等）

法律相談

犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施します。

● 1案件2回まで

カウンセリング

犯罪被害に精通したカウンセラーによるカウンセリングを実施します。

● 1案件10回まで